

芽室町町有財産利活用等基本方針

令和3年9月

芽 室 町

目次

1	目的.....	1
2	町有財産の現状と課題.....	2
3	利活用等の基本的な考え方.....	5
4	町有財産利活用等の流れ.....	8
5	利活用等に向けた具体的手続（未利用財産の処分を例に）.....	10
6	今後の課題.....	12
	参考資料.....	16

1 目的

芽室町では、これまで行政需要の多様化に対応するため、学校、公営住宅、地域集会施設など多様な施設を整備してきました。

これらの施設は、整備から20～30年を経過する施設が半数程度となっており今後更新時期を迎えますが、人口減少や少子高齢化の進行に伴い厳しい財政状況が続くことが想定されることを踏まえると、施設の統廃合や複合化の必要性が高まっています。

このため、芽室町では平成28年に「芽室町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等について次のとおり全体目標を設定し、長期的な視点で総合的、計画的に管理していくこととしました。

(1) 公共施設（建築物）

- ①新たな専用施設の整備は原則として行わない。
- ②施設を更新（建替）する場合は複合施設を検討する。
- ③施設総量（総床面積）を縮減する。
- ④改修更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

(2) インフラ系施設

- ①現状の投資額（一般財源）を維持する。
- ②ライフサイクルを縮減する。

(3) 公共施設等の削減目標

- ①20年間で公共施設（建築物）の延べ床面積を10%縮減する。
- ②20年間で更新費用を25%圧縮する。

(4) その他

公共施設等の統廃合などにより、未利用となった土地の利活用については、平成24年度に定めた「公共未利用地の有効活用に関する指針」に基づき実施する。

（『芽室町公共施設等総合管理計画』p.21-22から抜粋）

芽室町公共施設等総合管理計画を推進することにより、今後公共施設等の統廃合などで公の目的を喪失した土地や建物が増加することが予想されます。それらの公有財産は、希望者への貸付により利用料収入が発生するものの、現状としては維持管理経費（人件費を含む。）により支出超過となっています。

本来的には、町有財産は町民共有の財産であり、町が公用又は公共用に供することで町民がその利益を享受できるものではありませんが、現状では未利用となっている財産があり、その効用を発揮できていない遊休財産があります。

遊休財産については、限られた人員・予算で最大の効果を生み出すため、また、財政健全化の観点からも売却、貸付を含め総合的に活用を検討し、不要な支出を生む負債ではなく、利益を生み出す資産としていく必要があります。

これまでの取り組みとして、芽室町では平成24年に「芽室町公共未利用地の有効活用に関する基本方針」を策定し、町有財産のうち未利用地（≡遊休財産）と位置付ける土地についてその利活用に関する基本方針を定め、売却や貸付を進めて来ました。

しかし、対象はあくまでも未利用地のみであり、厳しい財政状況を踏まえると行政財産などの利活用されている前提の土地・建物についても、さらなる利活用の余地がないか検討を進めていく必要があります。

以上のことから、本基本方針では現状と課題を明確にし、町有財産の利活用等（利活用及び処分をいう。以下同じ）について基本的な方針を定めることで、町有財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い利活用等により財政健全化に資することを目的とします。

なお、本基本方針は町の保有する公有財産のうち、全ての土地と建物を対象として策定します。

2 町有財産の現状と課題

(1) 町有財産の分類と所管

町が保有する公有財産（町有財産）は、地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）の規定により、「行政財産」と「普通財産」に分類されています。その定義と、芽室町における管理担当は以下のとおりとなります。

財産種別	定義	管理（原則）
行政財産	公用又は公共用に供し、又は供することと決定したもの	担当課
普通財産	行政財産以外の一切のもの	都市経営課

(2) 普通財産の現状と課題

町有財産のうち普通財産については、行政財産と異なり保有・管理の目的が失われたものが多く、遊休化しているものが多いのが現状です。本項では普通財産の現状と課題を整理します。

ア 活用及び支出入の現状と課題

以下は、町が保有する普通財産の筆数・面積と、貸付状況の一覧です。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通財産件数（件）	446	443	448	435
普通財産面積（㎡）	3,546,843.04	3,556,466.81	3,547,556.63	3,533,621.75
普通財産貸付率（％） （貸付件数／財産件数）	12.78	13.09	12.50	11.49

（事務事業マネジメントシート「町有財産（土地・建物）管理事務」から抜粋（面積を除く。））

以上のように普通財産の多くは貸付すら行われていない状況であり、完全に遊休化していると認められるものが多いことが確認できます。また以下の表は、普通財産の維持管理経費と貸付などにより得られる収入の一覧です。

（単位：円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費（支出）	8,221,422	8,042,461	8,513,684	8,865,988
町有地貸付収入（収入）	4,016,177	4,031,717	2,964,271	2,514,495
町有建物貸付収入（収入）	2,893,820	2,730,271	3,072,620	2,862,000
収支	-1,311,425	-1,280,473	-2,476,793	-3,489,493

（単年のみ発生する費用は除く。事業費は町有財産（土地・建物）管理事務のみ。各収入は町全体）

各年度とも支出超過となっており、得られる収入に対する支出が課題となります。これに事務処理を行う職員の人件費を加えると支出超過は更に拡大することとなり、現状の維持管理手法では今後も資産としての効果は発生しないものと判断できます。

町有財産の貸付事務に関しては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、芽室町行政財産使用料条例及び同施行規則並びに芽室町財務規則の規定、普通財産（土地・建物）貸付料算定基準に基づき使用料、貸付料を算定していますが、現状の算定方法では非常に安価な使用料、貸付料となることも支出超過の要因の一つと考えられます。

イ 処分の現状と課題

普通財産のうち、民間需要があると認められるものについてはこれまでも売却、譲渡により処分を進めてきました。売払等実施件数は次のとおりです。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処分件数（件）	14	5	12	4

保有数に対して処分件数は拡大していませんが、これは次のような要因があると考えられます。

(ア) 財産の物理的性質（面積の大小、形状、立地など）

非整形である、面積が小さい、道路に面していない、郊外に立地しているなど物理的性質から通常の売却では需要が小さい財産もあります。これらの財産については土地取得ニーズの掘り起こしや民間等による活用提案が必要となります。

(イ) 売却に当たっての経費支出（測量、埋蔵物調査、建物解体等）

現状は用地確定測量（場合により分筆）、建物解体等を実施した上で売却を行っているため、予算や事務手続の面から多数の売却を行うのが困難な状況にあります。この課題に対しては、測量の省略や現状有姿売買などによる手続の簡素化をルール化することで対応することが可能と考えます。

(ウ) 適切な売価及び手法設定

現在売却に当たっては、固定資産仮評価額を参考としつつ、残存構造物がある場合にはその処分費を考慮するなどして売却額を算出していますが、需要と売却額が一致せず、売却が不成立となるケースもあります。この問題については、事前に活用手法を募るサウンディング型市場調査など、案件に応じた柔軟な条件設定及びそれに伴う価格設定の手法を検討する必要があるものと考えます。

(エ) 需要の把握、掘り起こし

(ア)～(ウ)に関連しますが、町ではこれまで行政財産を含め、財産の貸付や売却について、売却を決定したもの以外について積極的に情報発信することはありませんでした。処分に関しては、潜在的なニーズの掘り起こしを行うことで推進を図ることができる可能性があるため、本計画自体や保有する公有財産の全体的な公開が必要となります。

(3) 行政財産の現状と課題

行政財産は公の目的を持って保有・管理するものであり、基本的には利活用されているものとして捉えられますが、以下のような課題があります。

ア 財産区分の現状と課題

公有財産は、(1)で示すとおり¹の定義により行政財産と普通財産に区分されます。したがって行政財産は公の目的を持つものという前提がありますが、取得から未利用の状態²で年数が経過したものや、施設の処分に伴う財産の所属替えなどが適切になされておらず、取得当初の区分のまま財産管理しているケースがあります。改めて管理する財産を整理し行政財産と普通財産の区分を明確にする必要があります。

イ 行政財産の活用に関する現状と課題

行政財産は公の目的により利活用されていますが、さらなる活用の余地があります。地方自治法第238条の4では行政財産の管理及び処分について規定されています。同条第2項では行政財産に対する貸付及び私権の設定について、同条第7項では行政財産の使用の許可について定められています。

平成18年の同法改正により、行政財産である公共施設等の床や敷地に余裕がある場合においても、適正な方法による管理を行う上で適当と認められる者への貸付（目的外使用を含む。）が可能となり、公有財産の利活用を目的とした柔軟な対応ができるようになっていきます。

しかし、町では行政財産の使用許可にかかる条例、規則は整備されているものの、貸付にかかる条例等は定められていません。行政財産のさらなる活用のためには、使用許可のみならず貸付にかかる規程の整備が必要となります。

3 利活用等の基本的な考え方

2で整理した現状と課題を踏まえ、町有財産の利活用等については次により対応していきます。

特に2(2)アの課題のとおり、財産の保有により支出超過となっている現状に鑑み、町の財政負担軽減のため町財政にとって有利な手法を優先します。したがって、以下(1)を除き原則として財産は売却等により処分することとします。

(1) 公用及び公共用並びに公共性の高い事業での利用を優先する。

町有財産は町民共有の財産であるとの認識に立ち、町有財産の利活用は公用及び公共用並びに公共性の高い事業の利用を優先します。なお「公用」及び「公共用」並びに「公共性の高い事業」の考え方は、以下のとおりです。

ア 公用

町がその事務を処理するために直接使用することを指します。(公用財産の例：役場庁舎、出張所、消防庁舎など)

イ 公共用

住民の一般的利用に供するため又はその一部を構成するものとして使用することを指します。(公共用財産の例：学校、社会体育施設、図書館、集会施設、公園など)

ウ 公共性の高い事業

以下の条件の(ア)から(ウ)までのいずれにも合致又は(エ)に合致する町以外が実施する事業を指します。なお、実施者は前記条件に合致する以上は公共的団体であるか否かを問いません。

- (ア) 町の施策と関連があり、又はあると認められる事業で、当該事業を実施することにより町の施策にその影響が反映される事業
- (イ) 事業の対象者、利益を受ける者が広い事業。ただし、事業の対象者、受益者が限定されるものであったとしても、誰しもがその状況になった場合に同じように事業の対象者、受益者となることのできる事業
- (ウ) 非営利事業
- (エ) 上記のほか町長が公共性が高いものと認める事業

(2) 積極的な情報公開

民間等の利活用等の可能性がある町有財産は全てホームページなどを活用してその情報を公開します。これにより町が判断する利活用等のほか、民間需要や提案を受け入れる態勢を整え、利活用等の推進を図ります。

ホームページ上での公開については、地図システムなどを活用し、誰もが直感的に財産の場所や大きさが分かるよう情報整備するよう努めます。

(3) 保有する必要性の低い財産は原則処分する。

将来的に公共・公共的利活用の計画がなく、かつ町有財産として保有する必要性の低いものは売却することを原則とします。売却が困難な場合は、維持管理経費を鑑み無償譲渡などを併せて検討します。

なお、公共性の高い事業での利用であっても、原則として処分することとします。

また、処分対象となる財産のうち以下のいずれかの条件に合致するものについては、原則として芽室町土地利用等庁内検討委員会及びその財産が所在する地域との協議を経てその利活用等方針を決定するものとします。

ア 当該財産が旧保育所、学校など又はその敷地であり当該所在地域の活動の中心として活用されていたもの

イ 土地についてはその敷地面積が市街化区域にあっては1,000㎡以上、その他の区域にあっては3,000㎡以上のもの

(4) 町としての利活用可能性がある財産は貸付等を実施する。

(3)による処分が困難であるもの、将来的に町の利活用の予定があるもの、又は町有財産として保有する必要性のあるものについては今後の利活用等までの間、供用に支障の生じないよう条件を整理した上で貸付・使用許可により活用します。

また、現に使用している行政財産についても、空きスペース等に活用の余地があれば積極的に貸付等を実施するものとします。

4 町有財産利活用等の流れ

(1) 全体フロー

町有財産利活用等については、以下のフローに沿ってその方針を定め、利活用等を実施していきます。

事務の流れ	具体的な内容	担当課
①事前整理 ・現状把握、情報共有 ・行政財産の用途廃止	○定期的な情報更新	都市経営課
	○現状把握、情報提供 (財産の基本的な情報、近隣紛争の有無、補助金精算など)	担当課
②将来的な利活用見込の検討 ・新たな行政課題への対応 ・地域振興の必要性	○庁内利用希望集約 (公的、公共的利用)	都市経営課
③利活用方針の決定(分類) ・保有の上貸付 ・売却、無償譲与 等	○決定 (場合により芽室町土地利用等庁内検討委員会) ○ホームページ等に公開 (意見・希望により方針変更有り)	都市経営課
④利活用等実施 ・公募型プロポーザル ・一般競争入札	○地域協議(条件限定) ○相手方の決定 ○登記手続 等	都市経営課

(2) 財産分類

財産の利活用等を円滑に進めるため、町では以下のとおり一定の基準に従って財産を分類します。区分を明確にすることで財産の利活用等の方向性を明確にし、利用希望等を受ける態勢を整えます。なお、どの分類に区分された財産であっても、利活用等の希望があった場合は、別途協議し利活用等の方向を変更することもあります。

なお下記分類のうち、分類C又はDに該当する財産は未利用財産と定義、認定し、特に積極的に利活用等を進めるものとしします。

またこの分類は、全体フロー①、②を実施した後に行い、この分類情報もホームページ等で公開するものとしします。

④町で利用、又はその予定がある 民間等の活用の見込みがない (移転用地・一時貸付等)	⑥町で利用、又はその予定がある 民間等の活用の見込みがある (貸付等・使用許可)
③町で利用、又はその予定がない 民間等の活用の見込みがない (売却・無償譲渡)	⑤町で利用、又はその予定がない 民間等の活用の見込みがある (売却・貸付等)

ア 分類A

町で利用又はその予定がある財産で、民間等での活用の見込みがないものです。公共施設の移転用地や、一時貸付等としての活用が想定される財産です。

イ 分類B

町で利用又はその予定がある財産で、民間等での活用の見込みもあるものです。使用許可や貸付等で空きスペース等の活用が想定される財産です。

ウ 分類C

町で利用又はその予定がない財産で、民間等での活用の見込みもないものです。原則は売却となりますが、場合によっては隣地所有者等との随意契約や無償譲渡も検討します。

エ 分類D

町で利用又はその予定がない財産で、民間等での活用の見込みがあるものです。売却により処分することを原則とし、場合により貸付等により活用を図ります。

※「民間等の活用の見込みがない」の考え方

○土地

- ・敷地面積が100㎡を下回る。
- ・無道路地等で単独利用が困難である。
- ・処分することで隣地所有者等に不利益を及ぼすことが明らかな場合
- ・浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の土地
- ・情報の公開後、取得希望者が現れない。

○建物

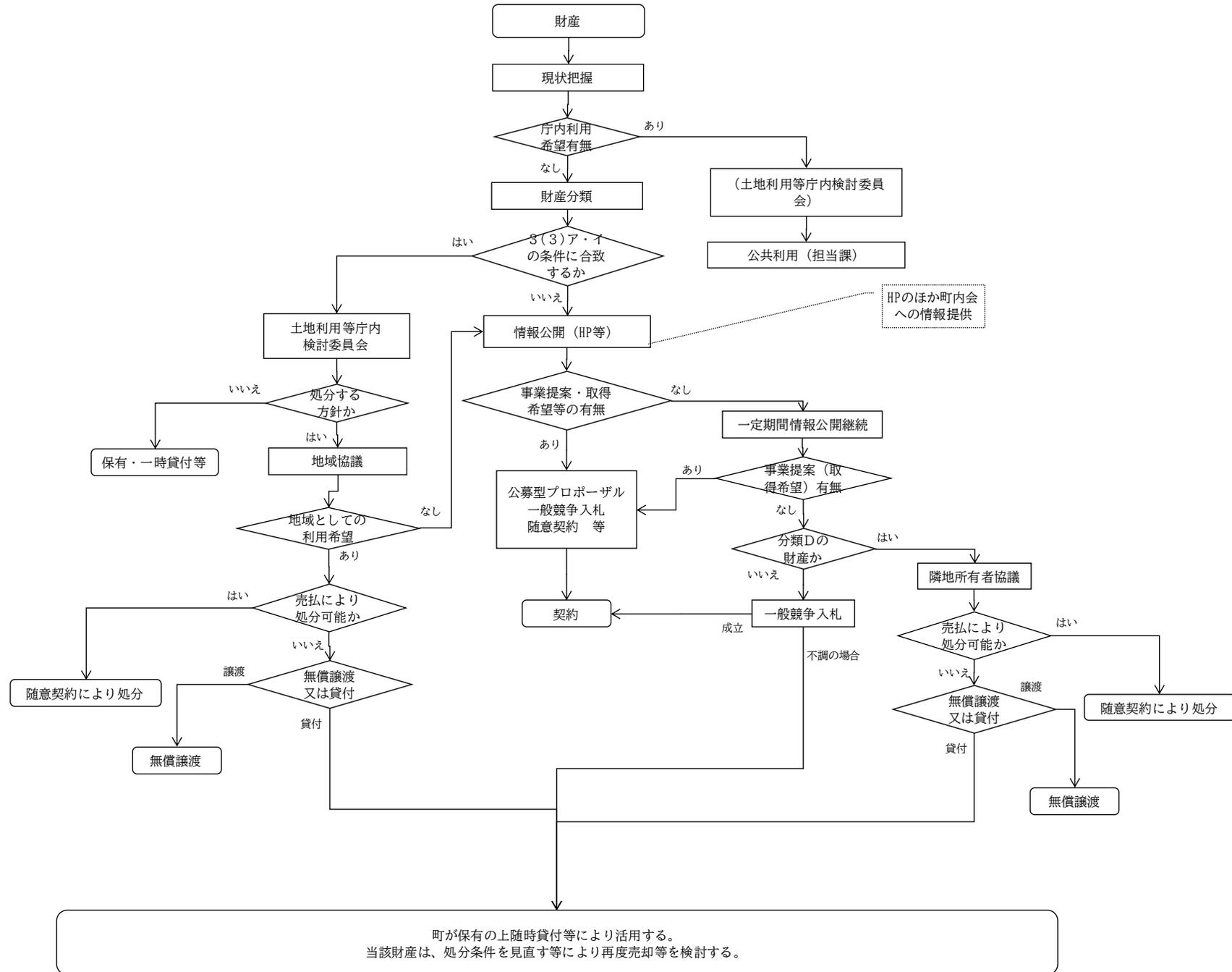
- ・昭和56年以前に建てられた建築物
- ・貸付等を含め未利用期間が3年を超える。
- ・浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の建物
- ・情報の公開後、取得希望者が現れない。

5 利活用等に向けた具体的手続

(1) 未利用財産利活用等フロー

上記で分類した財産のうち未利用財産について、利活用等に向けた具体的な手続フローを次ページに示します。現に使用している町有財産についてもこれに準じて利活用等の手続を進めていくものとしします。

なお、フローは利活用等の手順の一例であり、各財産の特性や、処分手法に応じて対応手順は変更するものとしします。



(2) 相手方の特定

財産の利活用等については、公平性を確保する観点から一般競争入札を原則とし、状況に応じて公募型プロポーザル等の手法により買受者等を決定するものとします。

一方、公共的な利用や公共事業推進のためなど、特定の者に対して処分することが公の利益に資する場合があることなどから、次のいずれかの要件に該当する場合は随意契約により売却を行うことができるものとします。

ア 国及び地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき。

イ その他公共団体がその事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。

ウ 公共的団体が公益事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。

エ 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等が、その代替用地を必要とするとき。

オ 次に掲げる特別の縁故者に売却するとき。

(ア) 寄附又は譲渡された財産について、当該寄附者又は譲渡者（相続人その他包括継承人を含む。）

(イ) 普通財産を従来から借り受け使用している者

(ウ) 町が設置した建物、工作物等の土地の所有者

(エ) 無道路地、袋地、接道要件を満たさない土地等で単独利用が困難な土地について、隣接地と一体利用することで利用効率が高まる土地を隣接地所有者又は隣接地の賃借権等を有する者に売り払うとき

カ その他法令上随意契約によることができる場合に該当し、町長が随意契約により売り払うことが適当と認めたとき。

6 今後の課題

以上町有財産の利活用等について、課題及び利活用等の進め方の方針を示しました。ここでは、基本方針のみでは対応のできない事項について提示し、今後の課題として整理します。

(1) 行政財産と普通財産の区分の整理

2(3)アのとおり、行政財産と普通財産の区分に改善の余地がある財産があります。特に行政財産は、地方自治法により利活用等が制限されていることから、本基本方針に基づく処分に支障が生じます。用途が廃止されている財産については早急に普通財産に種別替えを行い、利活用等をできる体制を整える必要があります。

(2) 行政財産の貸付に関する規程の整備

行政財産については自治法第238条の4第7項にかかる使用許可に関する条例及び規則が整備されていますが、同条第2項第4号にかかる貸付にかかる規定は整備されていません。

町有財産の更なる活用を進めるためには、現在実施していない行政財産の貸付についても取り組む必要があることから、規程整備に向けた検討を行う必要があります。

(3) 貸付料、使用料の改定について

現在、行政財産及び普通財産の使用料は以下により計算しています。

ア 土地（行政財産）

$$(\text{財産時価}(/\text{m}^2)^{\ast 1} \times \text{使用面積} \times \frac{4}{100} + \text{消費税等相当額}^{\ast 2})^{\ast 3} \times \frac{\text{使用日数}}{365}$$

（芽室町行政財産使用条例、同施行規則）

イ 土地（普通財産）

$$\text{財産時価}(/m^2)^{\ast 1} \times \text{使用面積} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用日数}}{365}$$

（普通財産（土地・建物）貸付料算定基準）

ウ 建物（行政財産）

$$\left((\text{財産時価}^{\ast 4} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{延床面積}} + \text{土地使用料}) + \text{消費税等相当額}^{\ast 5} \right)^{\ast 3} \times \frac{\text{使用日数}}{365}$$

（芽室町行政財産使用条例、同施行規則）

エ 建物（普通財産、住宅を除く。）

$$(\text{財産時価}^{\ast 6} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{延床面積}} + \text{土地使用料}) \times \frac{\text{使用日数}}{365}$$

（普通財産（土地・建物）貸付料算定基準）

- ※1 固定資産仮評価額及び評価倍率
- ※2 消費税及び地方消費税相当額。使用期間が1年未満である場合のみ乗じる。
- ※3 括弧内の計算結果（使用料年額）が1,500円未満の場合は1,500円とする。
- ※4 帳簿価額×残存率（下限：取得価額の10%）
- ※5 建物及び土地使用料の合計額に対する消費税及び地方消費税相当額
- ※6 帳簿価額×残存率（下限：取得価額の5%）

普通財産と行政財産の価格設定の共通の相違点として、①年額の最低限度額の設定有無、②消費税等相当額付加の有無、の2点があり、建物に関しては以上に加え残存率の下限設定値に相違があります。この差異を確保する合理的な理由については整理が必要です。また、財産時価にかける係数である「4/100」についてもその値が妥当なものであるかについて、(2)とも関連しますが、検討の上場によっては規程整備が必要となります。

(4) 老朽化した町有住宅への対応

町有財産のうち旧教職員住宅については、町の公営住宅に係る規定を準用しながら貸付を行っています。しかし同住宅は昭和56年以前に建てられたものが多く、居住者の生命、財産を保護するという観点から貸付を継続することは適当ではありません。

また、老朽化していることから修繕にかかる経費も増加しており、この点からも貸付の継続は適当でないと判断します。

一方、貸付の停止は居住者の生活にも大きな影響を及ぼすことから、居住者と協議しながら別途方針を定め、貸付の停止に向けて対応を進めていきます。その後の取扱いについては、本基本方針に則り対応します。

(5) 財産の取得について

現在、財産の取得について、町としての全体的な方針、手続は設けられていませんが、実態としては毎年度土地の取得は生じています。

その多くは寄附、譲与によるものであり、大規模な取得費が生じているわけではないものの芽室町公共施設等総合管理計画を踏まえると、取得について一定の基準、手続を設け、適正な取得を図ることが必要です。

参考資料

町有財産に関する町例規等一覧

- ア 芽室町財務規則（平成7年規則第29号）
- イ 芽室町行政財産使用料条例（平成14年条例第54号）
- ウ 芽室町行政財産使用料条例施行規則（平成26年条例第3号）
- エ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）
- オ 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和59年条例第38号）
- カ 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第34号）
- キ 普通財産（町有住宅）貸付要綱

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
 - 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
 - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
 - 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
 - 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 七 出資による権利
 - 八 財産の信託の受益権
- 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一～六 略
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

- 第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3～6 -略-

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 -略-

行政実例

○総合調整の目的、内容、範囲

（昭和24.1.13.自発第37号九州各市議会事務局長会会長鹿児島市議会事務局長宛 自治課長回答）

問 第96条第1項第12号（現行法では第14号）による議決事項について

- 1 立法の根拠
- 2 その具体的内容
- 3 いかなる調整をするかその範囲

答1 本号の趣旨は、第157条の規定により普通地方公共団体の長の行う公共的団体等の活動に対する総合調整の方針につき議会の意思を反映させようとするものである。けだし、この極限の目的とするところは、当該普通地方公共団体の住民の福祉を増進するため、産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たせようとするにあるからである。

2 本号の対象となる公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わない。

3 本号は第157条の措置に関する基準につき議会の議決すべき事項としたものであり、議員又は長において措置を必要と認める場合に随時議案として提出したものについて議決することも、あらかじめ地方公共団体の事業その他の運営方針に一致させるために議員又は長において総括的な総合調整方針に関する議案を提出したものについて議会がこれを議決することも可能である。

（第一法規「そうだったのか地方自治法Web」

<http://jichil.daiichihoki.asp.lgwan.jp/jichicom/>）から引用。R3.6.2閲覧）